

事務連絡
令和6年3月28日

全日本トラック協会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長

野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針の公表について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しましたので、野生いのししにおいて万が一アフリカ豚熱の感染が確認された際に適切に対応できるよう、関係者へ周知いただくとともに、アフリカ豚熱対策について関係者間で円滑に連携して対応できるように御配慮をお願いします。

連絡先

農林水産省消費・安全局動物衛生課

野生動物対策班 永田、眞井

電話番号：03-6744-2106

電子メールアドレス：wildboar@maff.go.jp

各都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針の公表について

野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という。）の防疫措置については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に基づき制定された「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）において、その内容を規定しています。

この野生いのししにおけるASFの防疫措置については、令和3年11月24日に開催された「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」において、感染源となる野生いのししの死体の搜索や適切な処理方法等の具体化を進めることとされたところです。

このため、農林水産省では、専門家による検討、研究事業の推進、防疫演習の実施等を通じて内容の検討を重ね、今般、防疫指針第1の5の（1）に基づき、野生いのししにおけるASFの感染確認時の具体的対応を別添のとおり「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」（以下「基本方針」という。）として取りまとめたところです。

つきましては、野生いのししにおいて万が一ASFの感染が確認された際に適切に対応するため、この基本方針に基づく準備等についてよろしくお願い申し上げます。

連絡先

農林水産省消費・安全局動物衛生課

野生動物対策班 永田、眞井

電 話 番 号：03-6744-2106

電子メールアドレス：wildboar@maff.go.jp

別記

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
山梨県知事
長野県知事
岐阜県知事
静岡県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事